

## 木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱

(制 定) 平成30年3月28日 29み整第73267号

(改 正) 令和3年3月30日 2み整備第78334号

### (目的)

第1条 県は、県産木材の認知度向上と民間施設での利用促進を図るため、PR効果の高い公的空間で香川県産認証木材を構造、内装、備品等に利用する者に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「香川県産認証木材（以下「認証木材等」という。）」とは、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証した木材および木材を加工した製品をいう。
- (2) 「木造施設建設」とは、主要構造部が木造である施設を新築することをいう。
- (3) 「木質化」とは、既存の建築物において木材を利用して、増改築や改装を行うことをいう。
- (4) 「認証木材等を使用した木製備品等」とは、テーブルやイス、棚のような家具（施設の目的によっては玩具も含む）やカウンターやドアなどの建具でその主要部分が木製であるもののうち、使用されている木材の過半が認証木材等であるものをいう。
- (5) 「PR効果の高い公的空間」とは、病院、店舗、飲食店、銀行、観光施設、式場など不特定多数の者が集まる空間で、木造施設建設や木質化により県産木材のPR効果が高いと認められる空間をいう。

### (事業主体)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれも該当しない者で別表第1のとおりとする。

- (1) 規則第5条の2各号のいずれかに該当する者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) その他補助が適当でないとし事が認める者

### (補助対象及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、別表第1のとおりとする。

### **(補助金の交付申請)**

第5条 事業主体が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

### **(補助金の交付決定)**

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、事業主体が規則第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付の決定をしないものとする。

### **(補助事業の変更)**

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第1の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項に規定する変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

### **(補助事業の中止及び廃止)**

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### **(実績報告)**

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

### **(補助金額の確定)**

第10条 知事は前条に規定する実績報告書を受理した場合は、この内容を審査し、必要に応じて調査を行い、事業の実績が適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の請求)**

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

### **(補助金の交付)**

第12条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

### **(補助金の概算払)**

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払又は前金払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する補助金概算払請求書を受理した場合は、審査又は調査のうえ補助金を交付する。

### **(補助金交付の取り消し等)**

第14条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する行為を行ったときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合。

(2) 補助金の交付に関して不正な行為があった場合。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、その返還を命ずるものとする。

#### (財産の管理)

第 15 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円以上の備品等とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書きに規定する期間（以下「処分制限期間」という。）は、取得年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する処分制限期間中において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (書類等の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等がある場合には、財産管理台帳及び関係書類を整備し、処分制限期間保管しなければならない。

#### (その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

#### 附則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 30 日付 2 み整第 7 8 3 3 4 号）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表第 1

事業主体	県内に認証木材等を利用して木造施設建設や木質化をしようとする法人、各種団体、個人事業主、その他知事が適当と認める者。
補助対象経費	PR 効果の高い公的スペースにおける木造施設建設や木質化に要する経費のうち、認証木材等の購入経費及びこれらの施設に設置する認証木材等を使用した木製備品等購入経費
補助金額	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1000 円未満を切り捨てた額とする。ただし、補助金の上限額は 100 万円、下限額は木造施設建設する場合は 60 万円、木質化する場合は 30 万円とする。
変更要件	補助対象経費の増額または 30%以上の減額